その際，必要な場合には計画期間内であっても成果指標や具体的施策等を見直すとともに，検証のプロセスを広く公開することにより，スポーツ行政に対する国民の理解と信頼を確保する。また，検証結果は次期スポーツ基本計画の策定における改善に着実に反映させていく。

○文部科学省告示第四十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　　文部科学大臣　松野　博一

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表一北海道文化服装専門学校家政高等課程服装科の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

北海道文化服装専門学校高等課程服装科	平成十九年四月一日（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表五花輪服装専門学校家政高等課程被服科の項中「平成二年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表七磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科の項の次に次のように加える。

磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程総合ビジネス科	平成二十三年四月一日

表七磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程ビジネスクリエイト科の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十三年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表九国際ＴＢＣ高等専修学校文化教養高等課程総合キャリア学科の項の次に次のように加える。

国際ＴＢＣ調理・パティシエ専門学校衛生高等課程調理科	平成二十八年四月一日

表九国際テクニカル調理師専門学校衛生高等課程調理科の項中「平成八年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十専門学校群馬自動車大学校自動車整備高等課程三級自動車整備科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十一大宮文化デザイン専門学校商業実務高等課程商業デザイン科の項中「平成十一年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表川越文化ファッション専門学校服飾家政高等課程高校併修科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十二立野ドレスメーカー専門学校高等課程服飾教養科の項中「平成四年三月一日」の下に「（平成二十四年十月二十三日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三グレッグ外語専門学校新宿校外国語高等課程英語科の項の次に次のように加える。

芸術工芸高等専修学校芸術工芸高等課程漆芸科（新課程）	平成三十一年三月一日
芸術工芸高等専修学校芸術工芸高等課程デザイン科	平成三十一年三月一日

表十三白萩服飾専門学校服飾高等課程ファッション・エンタテーメント科の項中「平成十二年四月一日」の下に「（平成二十八年八月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表野田鎌田学園杉並高等専修学校工業高等課程情報高等科の項の次に次のように加える。

ファッションビジネスカレッジ東京服飾高等課程ファッション・エンタテーメント科	平成二十八年九月一日